

## ■私立学校法改正等に係る事前質問

資料4

No.	質問	回答
1	<p>寄附行為の修正作業を行っておりますが（責任の免除）、（責任限定契約）の条文をどの部分に加えるかで迷っています。 「第3章役員及び理事会」の末尾に追加しようと考えていますが問題ないでしょうか。</p>	<p>寄附行為のどの場所に置くかについては、各学校法人において判断される事柄になりますが、例えば、第3章の役員及び理事会や第5章の資産及び会計、第8章の補則の中に置くことが考えられます。</p>
2	<p>①理事の報酬について、「報酬なし」としてもよいか？ ②その場合、寄附行為の変更をしなくてもよいか？</p>	<p>①「報酬なし」としてもよいですが、「役員報酬等の支給の基準」において、無報酬とする旨を定める必要があります。 ②私立学校法の改正に伴う寄附行為の変更は、理事報酬に関する規定以外もあるため、寄附行為の変更が必要になります。</p>
3	<p>①文科省の寄附行為作成例には、「理事」の親族関係者等の制限がありませんが、準学校法人の寄附行為作成例には、「理事」の親族関係者等の制限があります。準学校法人の寄附行為作成例の「理事」の親族関係者等の制限の条文は削除しても問題ないでしょうか。 ②寄附行為変更の認可申請の最終提出期限はいつになりますでしょうか。</p>	<p>①大阪府所轄準学校法人用の寄附行為作成例のとおり、実情を考慮した規定とする必要があります。作成例のとおりとすることが望ましいですが、作成例とすることが難しい場合にあっても、各役員についてその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはなりません。 ②提出期限は別途ご案内を予定しておりますが、先日の意向調査を踏まえて1月と2月の2回の受付を考えており、2月の提出期限は2月下旬を予定しております。</p>